

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年4月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江八幡店（Aゾーン） 近江八幡市西庄町字黒橋 2776 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1 代表取締役 田代正美
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社バロー 岐阜県多治見市大針町 661 番地の 1 代表取締役 田代正美
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和4年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,175 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 98 台
- 7 駐輪場の収容台数 72 台
- 8 荷さばき施設の面積 214 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 18.5 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和4年3月31日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間 令和4年4月22日から令和4年8月22日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和4年8月22日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号